

講師及び原稿執筆等謝金に関する規程 別表1

対象者	基準額 (単価:円)	支給単位	備考
講師(実技指導者含)	15,000	1時間当たり	講義講師、実技指導者 (スポーツドクター、弁護士等専門家は除く)
助手	10,000	1時間当たり	実技指導の場合のみ適用する。
講演者	50,000	1時間当たり	専門的な講話
司会者	15,000	1時間当たり	アナウンサー的業務とパネルディスカッションなどのコーディネーター的業務を区別する。
パネリスト	15,000	1時間当たり	3名以上で行うパネルディスカッション時に適用する。
実技検定者	10,000	1時間当たり	
実技検定被験者	10,000	1時間当たり	
試験問題作成者	500	1問当たり	論述式と客観式問題
試験問題検閲者	300	1問当たり	論述式と客観式問題
試験問題採点者(論述式)	1,000	1問当たり	論述式問題
試験問題採点者(客観式)	300	1問当たり	客観式問題
通訳	30,000	1日当たり	学生通訳は15,000円とする。
通訳(帯同・宿泊時)	40,000	1日当たり	学生通訳は20,000円とする。
翻訳者	5,000	A4サイズ1枚当たり	学生翻訳者は4,000円とする。
国際交流受入民泊家庭	5,000	1名当たり1泊夕食付き	1泊朝夕食付きは6,000円、1泊素泊まりは3,000円とする。
原稿執筆者	3,000	400字新規原稿	
HPコンテンツ編集者	10,000	1日当たり	
オンライン講習チューター	2,000	1問当たり	
委員会・会議出席者等	5,000	1回当たり	通常は謝金の支払はないが、特別な場合のみ適用する。
ワーキング作業班出席者	10,000	1回当たり	作業内容により決定する。
大会・交流等式典協力団体	30,000	1回1団体当たり	もしくは個人@2,000円×人数とする。
大会協力医師	30,000	1日	
大会協力看護師	15,000	1日	
調査データ等集計者	10,000	1日当たり	責任者:10,000円 作業者:5,000円(学生など)